

## 精神障害者に対する公共交通運賃割引制度の適用を求める意見書

「障害者基本法」は、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本理念」を定めている。

また、平成27年4月には、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行されており、共生社会への法整備は着実に前進している。

精神障害者の家族会の全国調査では、家族の高齢化などにより障害者を家族だけで支えることが限界に達しようとしており、障害者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠である。

鉄道、バスをはじめとする公共交通機関においては、公共交通事業者の自主的な判断に基づき、障害者に対する割引制度が設けられており、国においても平成24年に「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款」を見直し、身体障害者及び知的障害者に関する規定と同様に、精神障害者に対する割引についての規定を整備するなど、事業者に対して理解と協力を求めているが、未だ精神障害者を対象としていない事業者も多く、同じ障害者でありながら身体障害者及び知的障害者とは大きな格差が生じている。

さらに、「道路交通法」が改正され、運転免許の取得・更新時に自動車の運転に支障を及ぼしかねない病状の申告が義務となったことにより、公共交通機関を利用せざるを得ない精神障害者が増加しているものと思われる。

こうした状況から、国においては、公共交通事業者に対し、精神障害者に対する公共交通運賃割引制度について、早急に身体障害者及び知的障害者と同様に適用対象とすることを働きかけるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年 月 日

茨城県笠間市議会議長 海老澤 勝

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣  
厚生労働大臣、国土交通大臣